

第3節 金融税制に関する研究会

1. 本研究会設置の背景とその目的

昨今の金融を取り巻く環境は、金融技術や情報通信技術の発達、金融・経済のグローバル化の進展など急激に変化している。この結果、業態間の垣根を越えた多様な金融商品・サービスが続々と開発されているほか、大量の資金がより利便性の高い金融・証券市場を目指して国境を越えて移動しており、今後もこの傾向はますます加速していくと考えられる。

こうした状況下、わが国の金融・証券市場を、活力があり、透明性、公正性、効率性に優れ、さらに利用者にとってより利便性の高い市場に育成することが、安定的で活力ある金融システムを構築するうえで、課題の一つとなっている。

そのためには、金融・証券市場を支える制度やインフラを様々な角度から不斷に見直していくことが重要であるが、その一環として金融税制についても、中長期的な見地からあるべき姿を改めて検討すべきであり、具体的には、公平・中立・簡素という租税の基本的原則との調和を図りつつ、わが国の金融・証券市場の特性、参加者のニーズに対応し、効率的で国際的競争力のある金融市場を育める金融税制はどういうものかを検討していく場を設けるため、「金融税制に関する研究会」を発足させた。

2. 本研究会の位置付け

本研究会は、総務企画局長主催の研究会であり、上述の目的に沿って、金融税制に関して広く外部の有識者と自由に意見交換、討議し、行政運営上の参考とすることとしている。なお、内閣総理大臣、金融庁長官、財務大臣の諮問に応じて金融制度全般に関して審議する金融審議会とは性格・目的が異なることから、金融審議会とは独立して開催している。

3. 本研究会の委員構成

中長期的な観点からみた金融税制上の課題に関して意見交換を行うという本研究会の目的に鑑み、内外の金融税制や金融実務に通曉した外部有識者（金融や税制等の学識経験者、金融実務家）および当庁職員で構成している（資料8-3-1参照）。

4. 本研究会の議事内容について

活発な意見交換を促すため、本研究会は非公開としているが、意見交換等の内容については、研究会開催後、議事要旨としてホームページ上で逐次公表している。なお、本研究会は、意見交換が目的であるため、報告書等の取りまとめは行

っていない。

5. 本研究会の開催状況

	開催日	検討項目
第1回	12年10月10日	各委員が中長期的な観点からみた金融税制上の課題に関して問題意識を発表
第2回	11月6日	
第3回	13年1月22日	金融税制のあり方（総論）
第4回	2月20日	金融商品への課税のあり方（その1） ・株式譲渡益課税
第5回	3月14日	金融商品への課税のあり方（その2） ・公社債利子課税 ・株式配当課税
第6回	4月20日	金融の新潮流への対応 ・資産流動化・集団投資スキーム ・金融新技术
第7回	5月22日	金融の国際化への対応 ・金融に関連する企業税制 ・税務執行体制
第8回	6月22日	総括